

会議概要（要点記録）

1	会議名	南あわじ市子ども・子育て会議（第14回）
2	開催日時	平成30年2月19日（月）午後1時30分～午後3時30分
3	開催場所	南あわじ市役所 本館3階 304・305会議室
4	出席者	<p><委員> 南あわじ市子ども・子育て会議 委員10人（3人欠席）</p> <p><事務局> 子育て支援課長、同課長補佐、同係長</p> <p><オブザーバー> 健康課長、教育総務課長、学校教育課長、体育青少年課長</p>
5	配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 平成30年度入所園児募集案内・市内保育所等一覧 ・資料2 子育て支援コンシェルジュ対応件数 ・資料3 平成30年度 南あわじ市放課後児童クラブ(学童保育)児童募集 ・資料4 南あわじ市ファミリー・サポート・センターチラシ ・資料5 平成30年4月1日付け特定教育・保育施設の利用定員について ・今後のスケジュールについて（案） ・南あわじ市子ども・子育て会議 委員名簿 ・南あわじ市子ども・子育て会議条例
6	会議の概要	<p>1 開 会 子育て支援課長が開会</p> <p>2 議 事 戸江会長があいさつ後、議事進行</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）南あわじ市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて</p> <p style="padding-left: 20px;">（2）平成29年度南あわじ市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について</p> <p style="padding-left: 20px;">（3）平成30年4月1日付け特定教育・保育施設の利用定員について</p> <p style="padding-left: 20px;">（4）その他</p> <p style="padding-left: 40px;">子ども・子育て支援事業計画の今後のスケジュールについて</p> <p>（会 長）みなさま、こんにちは。ご多忙のところお昼にお集まりいただき、ありがとうございます。南あわじ市子育て支援事業計画中間年の見直しが中心的な議題になるかと思いますが、より一層適切な子育て支援事業の進展ということを考えながら、議論していただきたいと思います。それでは、中間年の見直しにつきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>

(1) 南あわじ市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

【公表案の説明】 事業計画冊子41ページから56ページ

事業計画は、平成27年度から31年度までの5か年計画で、今年度平成29年度は計画の中間年にあたり、各事業などにおいて、見直しをすることとなっております。

前回(10月30日)の会議では、幼稚園、保育所、こども園など教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業13事業について、平成27年度、28年度の実績、平成29年度進捗などを踏まえて、提供体制の量の見込みや確保方策が当初計画と大幅なかい離がないか、あれば見直しということで、量の見込みと算出の考え方、根拠をお示しさせていただき、その見込みに対して、確保内容の数値や見直し理由を提案させていただきました。

【参考】公表案9ページ

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針によりますと、見直しの公表をすることとなっておりますが、見直した事業計画の冊子を新たに作るのではなく、冊子の41ページから56ページまでの見直しをする事業について、見直した箇所を示し、差し込みをして、30、31年度の2年間対応していきたいと思っております。見直し数値については、前回の会議から、変更はありません。

今回は、主に各事業において、見出しに、赤字で「見直し」とさせていただいた箇所を見ていただき、文言などの表現などについて、委員のみなさま方のご意見等をお聞きしたいので、よろしく申し上げます。

5. 教育・保育施設の量の見込みと確保の内容について 事業計画冊子41ページ

(1) 幼稚園及び認定こども園(保育の必要のない児童)ということで、

【現状】

1) 幼稚園(公立3園:湊・津井・志知、私立1園:淡路さゆり)

2) 幼保連携型認定こども園(公立1園:伊加利・私立2園:松帆南・北) →変更

【量の見込みと確保の内容】

旧西淡地域では、従来より幼稚園しかなく(かつては阿那賀、丸山、伊加利、湊、志知、湊の6園で、今は湊、志知、湊の3園と阿那賀、丸山、伊加利が統合し伊加利こども園になったという経緯がありますが)、幼稚園の園児は、制度上、すべて1号認定となりますが、2号(教育)の園児を幼稚園で受入れし、午後は一時保育事業を実施しているといった現状があります。ニーズによる見込みと、実績による確保方策(認定)に、かい離が見られるが、2号(教育)に関しては、ニーズがあることを踏まえた上での確保ということで、今回の見直しによる数値の見直しはせずに、30、31年度は、現状維持ということですが、参考に表をあげております。

(2) 保育所及び認定こども園（保育の必要な児童）

【現状】保育所（園）が12園（公立11園・私立1園）、

認定こども園3園（公立1園・私立2園）

地域型保育事業は、小規模保育所1か所、事業所内保育所2か所

【量の見込みと算出の考え方】

直近の利用実績を踏まえ、3号認定（0歳）及び3号認定（1～2歳）を年齢別児童推計人口に乗じて算出した値とします。

【量の見込みと確保の内容】

年々0歳～2歳の3号認定の児童が増加しており、27年度から29年度は、量の見込みとして、2号（保育）と、3号（0歳）、（1～2歳児）の人数がある中で、実績が上回っており、2号（保育）は見直しせず、3号についての見直しをすることとしています。実績と平成30年度入所申込者数の速報値をもとにニーズ量を把握し、さらに31年度の増加を見込んで設定しております。

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容について

事業計画冊子43ページ

2. 地域子育て・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【今後の取り組み】

3つの事業類型「基本型」「特定型」「母子保健型」があります。

南あわじ市においては、当初計画から1か所設置ということで、平成27年度は、準備期間、平成28年度4月より市役所内に「子育て支援コンシェルジュ」の窓口を開設し、兼務で正規職員を配置。子育て家庭からすれば、気軽に立ち寄ることができ、子供を遊ばせながら相談しやすい場所で、ということで来年度より子育て学習・支援センターにおいて、「基本型」を実施予定としております。親子の交流の場所、相談、情報提供、助言、援助を行う事業ですので、相談業務も含めた事業ですが、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう関係機関との連絡調整や連携を強化するということです。また、資料2の「基本型」の《職員配置》としましても、一定の実務経験を有する者で、子育て支援員研修を修了した者とありますが、当センター職員は、前年度から今年度にかけて修了した者、修了する予定の者が複数人おりますので、来年度からの実施が可能ということで来年度に向けて準備予定です。ファミリー・サポートセンター事業もこのセンターで開設し、このセンターを拠点にして、当事者の目線に立った寄り添い方の支援ということで相談に応じたり、情報提供をしていくことで、子育てをされている方みんなが笑顔で子育てができるよう支援できる施設になれば、と考えております。

(2) 延長保育事業（0歳～5歳） 事業計画冊子44ページ。

保護者の就労状態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【現状】

公立保育所2園ということで、市保育所、神代保育所が実施。幼保連携型認定こども園松帆南については、今年度より利用者の減少にともない、廃止となっております。

【量の見込みの算定の考え方】

平成27年度より延長保育預かり時間の変更により、当初計画から減少しており、計画と実績の乖離が生じております。さらに、こども園松帆南も実施しないということ、ここ数年の実績、進捗状況で1か月あたりの平均値を出し、内訳としましては、2号より3号の割合が年々増加傾向にあることも踏まえ、見直し数値を挙げております。

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）： 事業計画冊子45～46ページ

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に授業終了後に小学校の余裕教室などの居場所を提供し、適切な遊びや集団生活の場として、児童の健全な育成を図る事業です。計画当初から対象学年が1～3年生だったのが、1～6年生まで拡大。開設校区が2か所増えましたが、当初計画において、量の見込み、確保方策の数値に含んでおりました。

【現状】

小学1年生～6年生を対象に、市内13小学校区で開設しています。 の表示に変更

【小学校区別】辰美・湊 各25人の確保

開設区は、29年度では、湊、辰美校区が増え、13か所となっております

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 事業計画冊子47ページ

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 事業計画冊子48ページ

(6) 養育支援訪問事業 事業計画冊子49ページ

前回の会議において、見直ししないこととなっておりますので、省略。

(7) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳） 事業計画冊子50ページ

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業であります。南あわじ市では、地域子育て支援拠点として、南あわじ市子育て学習・支援センターを活用し、開設しております。就学前、主に就園前の子をもつ親子が交流する施設です。人数については、子どもの人数であり、大人は含まれておりません。

(8) 一時預かり事業 事業計画冊子51ページ

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等において一時的預かり、必要な保護を行う

事業です。

- ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（3～5歳） 見直し
- ② 幼稚園における在園児以外の一時的預かり（0～5歳）について 事業計画冊子52ページ見直ししない【現状】の文言のみ変更

【現状】

平成29年度において、公立保育所2園（ちどり・志知）・ファミリーサポートくらぶ（平成29年度で終了）、ファミリー・サポート・センター（平成29年度12月開設）で実施しています。平成30年度には、公立保育所1園（志知）、私立認定こども園1園（福良）、ファミリー・サポート・センターで実施します。

（9）病児・病後児保育事業（0～5歳） 事業計画冊子53ページ

病児・病後児の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院や保育所などに付設されたスペースにおいて、看護師や保育士等が一時的に保育する事業です。

ニーズとして量の見込みはあるものの事業を実施していないため、提供体制を確保できておらず、利用実績はなし。

【量の見込みと確保の内容】

見直しをした中で、30年度は、確保できませんが、準備期間として運営にかかる費用面、利用者のニーズや医師会との調整、今後の保育所整備の中で保育ルームでの実施等いろいろな手法を検討し、31年度には、1か所開設し、見込み定員2人として、見込み年間日数250日のうち当初計画のニーズ量322人が確保できるよう検討中。

（10）ファミリー・サポート・センター事業（小学生） 事業計画冊子54ページ

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童に預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。小学生以上の預かりができる提供会員を増やし、31年度には、小学生以上の預かりも確保できるよう段階的に確保していく予定です。

（11）妊婦健康診査 事業計画冊子55ページ

妊婦の健康保持や増進を図るため妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業ですが、医療機関で受診する事業ですが、南あわじ市では医療機関で受診する費用の助成を行っています。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 事業計画冊子56ページ

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

南あわじ市においては、現在実施しておらず、現状において、見直しによる計画予定をしておりません。

(会 長) ありがとうございます。詳しく説明していただきましたが、初めの計画に対して、30年度、31年度に向けて若干の変更、どんな対応をしなければならないかということを中心に、見直しと今後の方向性や取組みをお話いただきました。はじめは、保育の必要のない児童で幼稚園や認定子ども園数の変更等に影響があって、見直しとしてはこれで大丈夫ということですね。各種見直しのない事業もありますが、見直しする事業につきまして、何かご意見がありましたら全体的に見まして、ご意見いただきたいのですが、いかがでしょうか。2つめの1～2ページの保育の必要な児童において、30年度で28人の待機児童が発生するということです。

(事務局) 28人は、3号認定によるものの待機児童です。推計児童数を見ていますと、人数の変更はありませんが、2号認定は、ほぼ計画とおりの数値となっております。3号認定は、やはり働くお母さんが増え、社会状況の変化で増加傾向にあります。

(会 長) これは、どこの市町村でもそうです。特に1～2歳児の親が働く傾向が強いみたいですね。その影響だと思います。もちろん最終の31年度は、待機児童がゼロとなるような取り組みの計画が立てられています。病児・病後児は31年度にはということですが、着々と準備は進んでいますか。

(事務局) 現在、市保育所の新築工事を予定しております。その整備の中で、病児・病後児保育ができるスペースや機能を備えた施設で設計を考えております。実際、市保育所で実施すると決まっておりますが、考慮に入れながら設計をしているところであります。

(委 員) 延長保育で、幼保連携型認定こども園松帆南が実施しなくなった理由は何ですか。

(事務局) 松帆南は、標準認定は18時30分まで見てもらえます。18時30分から19時までの間が延長保育の対象となり、料金が発生します。18時30分までに迎えに行ける親や家族が多く、利用実績からみても利用が少ないことから、29年度当初に園が決定したこともあり、利用希望があれば今年度受け入れはするが、来年度以降は、完全廃止と聞いております。

(会 長) 11時間保育（7時30分～18時30分）ということですね。都市部では、19時30分や20時までの延長保育はよくあります。他の2園はどこですか。

(事務局) 市保育所と神代保育所です。

(委員) さきほどの市保育所の病児・病後児保育事業ですが、受け入れできる体制を作ろうとされていますが、もし作った場合受け入れできる人数が限られていますよね。

(委員) まだ検討の段階ですが、受け入れできる施設の規模の話に関係してきますので、多くの人数は難しいかなと思います。以前の会議でも話がありましたように、開設してみたら利用はあまりないという話も聞いておりますので、あまりにも過大な設計をしてしまいますと全体にも影響してきますので、現在は市内に病児・病後児保育事業はない状態ですので、人数は多くないかもしれないですが、まずは、何人か利用できる体制をと考えており、1ヶ所ということで計画を検討しております。入り口を別に設けないといけないとかがあり、施設の制限がありますので、なかなか既存の施設となると、別に改修工事が必要となり難しいため、新たな施設を作るということで、設計に盛り込み事業が実施できればということで検討しております。

(会長) もともと3市合同で検討していたけれどもその話がなくなりましたね。島内では、洲本市も淡路市もやっていないですよ。

(事務局) 洲本市には、「いちごキッズ」という認可外の施設があり、病児・病後児保育をしております。

(会長) 姫路市では、児童養護施設や乳児院が実施しており、看護師もおります。

(事務局) 利用はいかがでしょうか。

(会長) あまり多くないです。必要性はあるが、あらかじめ契約しないといけないので、面倒なのは。それから、ファミリー・サポート・センター事業について、都市部では、小学生を対象にしたファミリー・サポート・センター事業が集まっています。塾やおけいこ事の帰り、保育所の後、親が帰ってくるまでの預かりが多いようです。小学校児童を対象とした事業も展開していくということですが、いかがでしょうか。

(事務局) 校区ごとに提供会員がいる体制が整備できれば、運用も円滑にできるのではないかと考えています。

(委員) 待機児童の話ですが、ゆめるんセンターを利用されている保護者から保育所に入れなかったという声をよく聞きます。入れなかった理由の多くは、今から仕事を探す求職活動で、預けられないことには仕事を探せない。結局は、仕事を探すのも無理だったという声が一番大きかったように思います。市職員は育児休暇を3年取れる、

学校、医療センターに比べて3年とったのは少ない印象です、市役所の方が率先して取得し、その方に保育所の枠を譲るといった取り組みをしていただいても良いのではないかと、極端なことを言いますが思います。

(事務局) 市役所の職員で、3年の育児休暇の取得率については、手持ち資料がないので、確かなことは言えませんが、2年は取得しているというのは職員からも聞きます。保育士でも3年は取らずに保育士不足の大きな影響もあり、職場復帰しているのを聞いており、今後、所管している総務課と情報を知る上で何らか考えていきたいと思えます。

(委員) 30年度は待機児童28人となっています。私は保育士ということもあって、31年度は待機児童ゼロとなっています。保育士は確保できるのでしょうか。未満児何人に対し、1人の保育士が必要といった何対何の割合といった計算方法で、0.5人+0.5人で、架空の1人ができて、保育士は分けられない。保育士は悲鳴を上げていました。0.5人分は、ひとりとして確保して頂けたらと思います。

(会長) 数字のマジックといいですか、そういう計算をしますよね。

(委員) 未満児が増えれば増えるほど保育士がたくさん必要になるので、保育士確保が課題になると思います。

(会長) 南あわじ市の保育士確保はどのような状況ですか。順調ですか。問題ありますか。

(事務局) 毎月募集はしているのですが、潜在保育士も市内にいるのかと思いますが、応募は少ないです。嘱託・臨時職員、来年度は正規職員も数人採用する話がありますが、待機児童の話も出ましたように、未満児が増えてきたこともあって保育士170人のうち半分が未満児の担当していることになるので、確保に苦勞しています。主な原因は保育所の施設が30年度以上経過しており、当時の施設は、未満児が入所してくることを想定していなく、3歳児以上を主体的に配置していますので、施設規模が受け入れられないということで、今回待機児童が発生しているという状況であります。

(会長) 定員以上に受け入れてしてもらっているところもありますが、難しいですね。神戸市と明石市が保育士の確保を競い合っております。西区、垂水区あたりの方は、明石市で就職しようかなという流れもあります。南あわじ市も調べていただいて、どれだけの学生が養成校に行っているか、今、淡路島には保育士養成校はない

のですよね。全員島外に出て、どれぐらいの学生が短大、大学を出て、免許、資格を取りに行っているか、どれぐらいの学生が戻ってきているかなど。Uターン支援金を出し合っているような形になっています。そうでもしないと、保育士の確保は難しいですよ。

(事務局) 保育士の実地研修があり、出身地に来るのですが、是非市に帰ってきてほしいということで、嘱託、臨時職員の募集をかけているのですが実態はなかなかこちらに帰ってきてくれない状況です。施策的にも出身の方が帰って来ることができるような施策を来年度以降検討していきたいと思っております。

(会 長) 神戸市は、幼稚園教諭の方が保育士より給与が高かったのに、今は保育士の方が上回るようになってきています。南あわじ市には、保育士が就職する児童養護施設や障害児を預かるような施設はありますか。

(事務局) 市内には、児童養護施設は1ヶ所あります。

(会 長) 児童養護施設も保育士は就職しますからね。是非とも保育士確保をぜひよろしくぜひお願いします。31年度は、こういう確保の数値ですすめていくということでもよろしいでしょうか。

(委 員) 異議なし

(会 長) それでは、次の議題です。

(2) 平成29年度南あわじ市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
事務局から説明をよろしくお願いします。

(2) 平成29年度南あわじ市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

1. 教育・保育施設の量の見込みと確保の内容について 資料1 事業計画冊子41ページ

(1) 幼稚園及び認定こども園（保育の必要のない児童）

1) 幼稚園（公立3園：湊・津井・志知82人、私立1園：淡路さゆり8人）について

2) 幼保連携型認定こども園（公立1園：伊加利、私立2園）は、1号認定1人(伊)。

・・・合計108人

※確認を受けない幼稚園として（洲本市：柳幼稚園の17人）を今回の実績に含む。

見込み1号認定40人、2号（教育）82人の合計122人の確保方策に対し、実績は、1号認定108人となっております。

(2) 保育所及び認定こども園（保育の必要な児童）

2号保育1,002人、3号0歳21人、3号（1～2歳）272人の合計1,295人の量の見込みに対し、その確保方策では、2号保育の内訳として、市内在住児童は982人、洲本市等の市外から本市への受け入れ児童：広域利用受け入れ20人の合計1,002人。3号保育の内訳として市内在住児童は、277人、広域利用受け入れ10人を合わせた287人、事業所内保育などの地域型保育事業枠として6人を加えた293人を確保方策として計上。実績は2号保育980から976人、3号0歳43から74人、3号（1～2歳）318から324人の合計1,341から1,374人でした。2号保育の内訳として、市内在住児童は963から955人、広域利用受入12から16人の合計975から971人に小規模保育（ぬしま保育園）の園児5人を加えた976人。3号保育の内訳として市内在住児童は、336から361人、広域利用受け入れ3から5人を合わせた366人に事業所内保育（すくすく保育園・翁寿園）や小規模保育（ぬしま保育園）などの地域型保育事業枠として22から32人を加えた361人から398人。

2、地域子育て・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業 事業計画冊子43ページ **資料2**

平成28年度に続き、実施しており資料2の【子育て支援コンシェルジュ対応件数】の裏面が平成29年度受付状況となっております。計画では、1か所の相談の場をニーズとして量を見込んでいるのに対し、29年度も1か所確保できたこととなります。

(2) 延長保育事業（0歳～5歳） 事業計画冊子44ページ。

公立保育所（市・神代保育所）の2園が実施しております。

幼保連携型認定こども園（松帆南・北）については、利用者の減少により今年度から廃止。

計画では、2号（保育）531人、3号（保育）149人合計680人に対して、664人の確保方策2月1日現在の進捗状況は、2号（保育）61人、3号（保育）31人合計92人。

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）ですが、いわゆる学童保育。

事業計画冊子 **資料3**

今年度より湊校区、辰美校区が新規に開設され、各クラブにおいて、定員を25人設定しております。その中での登録人数は少ないですが、この夏休みにおいては、未開設校区の志知地区との合同学童保育を実施することによりニーズをとる予定です。

開設区としましては、13か所。平成29年度計画において、量の見込み346人に対し、320人の確保方策を設定しておりました。2か所新設校区があり、定員が増えたことにより320人の確保から330人の確保ができています。2月1日現在では283人から230人の実績となっております。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 事業計画冊子47ページ

保護者の疾病などの理由により家庭において、子どもの養育ができない場合に短期間の宿泊というように、児童養護施設への入所により子どもを預かる必要な保護を行う事業です。南あわじ市は、淡路学園、明石乳児院、聖智学園の3施設でショートステイの受入れを行っておりますが、29年度計画において、見込み、確保方策25人を設定している中で、今のところ利用はありません。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 事業計画冊子48ページ

保健師が、生後4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。29年度計画において、336人の見込みに対し、336人の確保方策を設定していた中で、訪問の対象件数276件に対して、271件の訪問をしており、1月末現在の訪問率は98.2%でした。5人訪問できなかった2件は、他市在住、2件は赤ちゃんが入院中、1件は訪問拒否。4か月健診には、5件とも受診され、母子と面談できたと担当課から聞いております。

(6) 養育支援訪問事業 事業計画冊子49ページ

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育についての指導・助言を行う事業です。29年度計画が9人の見込みであったのに対し、9人の確保方策を設定しておりましたが、利用は0人となっております。

(7) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳） 事業計画冊子50ページ

登録人数は、578人のうち0～2歳児は461人で、イベント実施回数は378回実施しております。平成29年度計画では見込み・確保方策9,588人を設定しており、実績は1月末現在10,205人でした。

今年度中に、地方創生拠点整備交付金を活用して、子育て学習・支援センター（通称ゆめらんセンター）の改修工事を実施しており保育所の時に使用していた厨房をクッキングルームにリフォームし、親子クッキングや地域の異世代との交流の場として有効活用するとともに、地域や関係機関と連携し、離乳食、乳幼児食、郷土料理などの食育情報を発信する場としての新たな事業を実施する。地域のあらゆる世代が活躍できる多機能な支援サービスの事業展開をはかる。また、子どもを預かる保育所から親子が集い、交流する施設となったため、一部の子供用トイレを大人用トイレに改修し、ベビーチェアやおむつ替えコーナーの設置など設備の改善をはかり、園庭、駐車場を整備し、施設の一体感を構築する予定です。

(8) 一時預かり事業 事業計画冊子51ページ

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（3～5歳）

平成29年度計画においては、量の見込み29,280人に対し、29,280人の確保方策を設定している中で、平成30年1月末現在で14,834人でした。

② 保育所における在園児以外の一時的預かり（0～5歳） 事業計画冊子52ページ

南あわじ市においては、公立保育所について、ちどり保育所と志知保育所の2か所、ファミリーサポートくらぶ、ファミリー・サポート・センターで実施しております。平成29年度計画において、1,550人に対し、1,550人確保方策を設定した中で、1月末現在では175人に対し、975人の利用です。

(9) 病児・病後児保育事業（0～5歳） 事業計画冊子53ページ

平成29年度計画において、見込み・確保方策を333人と設定した中で、検討中ということで、事業を実施しておりません。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（小学生） 資料4 事業計画冊子54ページ

平成29年度計画において、量の見込み・確保方策169人を設定している中で、昨年12月に子育て学習・支援センター内を拠点に開設しましたが、小学生を対象にしておりませんので、実績はありませんでした。11月13～16日の4日間に24時間の講習会を実施。32名の参加があり現在（2月9日現在）提供会員14名、依頼会員63名の79名で構成されております。

(11) 妊婦健康診査 事業計画冊子55ページ

平成29年度計画見込み359人に対し、妊婦健康診査359人、健診回数4,620回を設定した中で、1月末現在では妊婦健康診査234⇒422人、健診回数882⇒2,824回でした。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 事業計画冊子56ページ

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

南あわじ市においては、現在実施しておりませんので、実績はありません。以上で、平成29年度進捗状況の報告をさせていただきました。

(会長) ありがとうございます。平成29年度進捗状況として、ご説明いただきました。これについて、特に何かご意見ございますか。

(委員) 子育て支援コンシェルジュの対応件数の中で、DVと児童虐待の合計件数が82件あるのですが、相談を受けられまして、どんな対応をされているのでしょうか。

(事務局) 家庭児童相談員も兼務しておりまして、これはコンシェルジュ、これは家庭児童相

談というように、なかなか線引きが難しいのですが、話を聞いた内容でコンシェルジュの範囲内で収まらない場合、要保護児童の家庭児童相談の範疇になってくる分も含んでおります。一般的には学校や地域の民生委員と連携した中で、対応できる件数はそこですましているのですが、内容がひどい場合は、県子ども家庭センター（家庭児童相談所）に連絡をとりまして、一緒に訪問したり、あるいは、子ども家庭センターに子どもを引き離したりすることを決断してもらうこともありますので、連携しながら対応させていただいております。

(委 員) 直接相談される方は親が多いのでしょうか。子どもから直接相談されることもありますか。

(事務局) 子どもからの相談もまれにあります。ほとんどが親です。養育相談や最近、発達障害などケースが多く、どうやって育てたらいいのか分からないといった相談が幼稚園等を通して相談されることもたくさんあります。

(委 員) 家庭訪問も年間に何回か訪問しているのですか。

(事務局) 常に50件動いております。要保護対策地域協議会という実務者会議があるのですが、その中で3ヶ月に1回見直しをして、3ヶ月間やってきた内容を報告して、もう少しこういう風にした方がいいのではないかとアドバイスをいただいたり、ここは終結しましょうと定期的に対応についての経過を報告して見直しして、進行管理をしているところです。

(会 長) 5. 乳児家庭全戸訪問事業も5件のみ訪問できなかったのがありますが、理由があって、1件拒否された方も4か月健診には受診されて、問題も見られなかったのでしょうか。

(事務局) はい。

(会 長) よろしいでしょうか。進捗状況の説明でした。それでは、議題3. 平成30年4月1日付特定教育・保育施設の利用定員について、ご説明をお願いします。

(3) 平成30年4月1日付特定教育・保育施設の利用定員について

資料5

特定教育・保育施設の利用定員は、毎年利用定員を定め、県と協議を事前にするようになっております。まず、利用定員と認可定員について、説明させていただきます。

認可定員は、教育・保育施設設置にあたり、認可又は認定され、その後の変更について適正

な手続きを経た人数。施設数の設備基準を満たしているか、満たした中での最大限受け入れできる人数を定めて、基本的にこれ以上の児童の受け入れはできないということになっております。

利用定員は、子ども・子育て支援法の中で、主に保育にかかる給付費、委託費にかかる単価の水準を決めるために定められたものであり、原則は、認可定員の範囲内で人数を定め、施設、事業者からの申請に基づいて市町村が確認を行うという形になっております。全国一律の設定基準はありません。ただ利用定員は、原則認可定員と一致させることになっておりますが、必ずしも認可定員と一致していないということは全国的にも見られます。恒常的に利用人数が少ない場合、多い場合などは、認可定員を超えない範囲で利用状況を反映して正しく設定すると決められております。直近の利用人数の実績、今後の利用人数の見込み数を踏まえて、適正に設定してくださいということになっております。この利用定員については、地方版子ども・子育て会議の意見聴取することとなっておりますので、南あわじ市子ども・子育て会議に諮って意見を聴くということで、今回の会議で議題にあげさせてもらっている次第です。

利用定員については、1号、2号、3号の年齢区分ごとに設定をして、県と協議をすることになっております。利用定員を超える受け入れについては、認可定員の範囲内では可能ですが、あらかじめ利用定員を上回る又は見込まれる場合やその状態が何年も続くような恒常化している場合は、見直しをしなければならないこととなっております。量の見込みに対する確保方策の数値は、利用定員により算出するというので、集計表では、確保方策イコール利用定員となっております。

集計表の内容について、ご説明させていただきます。今回利用定員を前年度から変更しています。変更の主な理由は、さきほどの事業計画の中でも話があったように3号認定において待機児童が発生している状況にあるのですけれども、3号認定の児童の受け入れの定員数を増やすのが1点。それに伴って、3号の利用定員の数を増やすことで今回各施設の認可定員は増やしません、3号を増やした分2号認定を減さなければ、トータルは合ってきませんので、2号定員もそれに合わせて調整します。ちどり保育所と福良保育園が廃止になって、新たに福良こども園が設置されることですので、その利用定員も変わってきます。

もう1点は、市内の1号認定の確保方策の数が以前から問題になっていました。1号認定の数が大幅に過剰な状態になっていましたので、それを是正するための人数を減らすという措置を今回とることで利用調整しています。集計表の中で、平成30年度における量の見込みはニーズ量になる。1号認定、2号認定、3号認定の量の見込みは、子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと一致させることと決められておりますので、事業計画と同じ数値を掲載しております。

ただ、事業計画と異なるところは、事業計画では2号教育は80人とあるのですが、これは幼稚園及び認定こども園のところで量を見込んでおります。今回の利用定員の協議の中で、2号教育80人分は2号認定の子どもの中で全体の量として見込んでおります。実際2号認定の教育としており、80人上げざるを得ないと実際は1号認定として幼稚園、認定こども園でう

けている。

事業計画では、幼稚園、認定こども園で80人を見込んでいるということになり、本当の純粋な1号認定は、38人を見込んでおります。事業計画では、80人を含み計118名の見込みになっています。2号認定の子どもは1,055人については、2号教育の80人を含んだ数字となっております。事業計画では、975人となり、2号教育を含んでいない計画上の数値で、3号認定は、事業計画と同じ410人の量を見込んでおります。2号認定の80人を左の1号認定の38人にふってもらったらわかりやすいかと思えます。

次に確保方策ですが、保育の受け皿となりますが、子ども・子育て支援事業計画では、量の見込みの数値と同数を確保方策の数字として計上しています。ここが利用定員の協議のニーズの考え方と違ってくるところですが、100人ニーズがあれば、100人確保の数字のあげかたになります。利用定員は、ニーズ量に対してそれ以上の受け皿があれば、それ以上のニーズを計上することになります。利用定員は、認可定員の範囲内で、実際受け入れ可能な人数を設定して、1号認定の確保方策として、合計は118人。幼稚園97人、認定こども園11人の108名、その他確認をうけない幼稚園（柳幼稚園）118名となります。ここでは、2号教育80名をここで受けるということで、確保方策として118名の数字をあげております。事業計画でも確保方策で118名ということで一致しております。ただし見込みは38人ということで、見込みに関して80人の中に2号教育は入っていませんので、単純に計算しますと、80人の供給過剰な数字は出てくるが、実質的には、2号教育の80人の児童を受入れているので、つくひくゼロとなり、供給過剰は解消されているということになります。利用定員について、29年度と比較して69人の減となります。もともとは、177人の利用定員つまり認可定員の量の見込みとあったが、見込みは118人しかありませんので、それに合わせた供給、確保方策の数字として、今回118名を実質的には確保している形で、69人を減しております。これが、今まではすごい数が供給過剰だったのですが、このたび福良こども園を設置するにあたって3人の1号認定を定員としてあげております。県の方からは供給過剰な状態であれば、認定こども園の設置は不要ですという指導をいただき、供給過剰の状況を解消しなければ、認定こども園の設置については難しいという中で、認可定員は変更しないで、利用定員を減員することで供給過剰を解消することでこのようなニーズの減という形にしております。主に、幼稚園で1号認定の利用定員の人数を減らしております。

つづいて、2号認定は、確保方策においては1,033人の受け皿に対して、事業計画の見込みは975人となり、実質的には58人余裕がある状態となり、供給過剰とならないかということになりますが、そこまでは指摘はされませんでした。著しい大幅な供給過剰とはなっておりません。29年度と比較しますと、2号定員は、89人減員となっております。冒頭でも言いましたとおり、3号認定の数を増やしましたので2号認定の利用定員を減さなければならないということで、89人の減員となっております。

また、福良こども園の定員が130人で設定しております。統合前は、140人でしたので、ここで10人減員となり、その分が減る原因にはなっております。続いて、3号認定は合計3

82人、事業計画と同数になっており、28人の供給不足が生じ、完全に一致させた状態にしております。28人は待機児童となり、31年度までに不足分を補うことができるよう施設整備、特定地域型保育施設の新設、保育士の確保等を行いながら、解消を目指していくものとします。平成29年度と比較しますと、3号認定は63人の増としています。量の見込みに応じて増員をはかったのですが、なお28人が供給不足になるという状態になります。例年、洲本市の施設で申し合わせによる受入を3号認定で10人程度確保をしているのですが、本来ならば、確保方策として数字上計上していくのですが、実際市内の施設を利用する3号認定希望する方に洲本市の施設を利用してくださいとはなかなか言いづらいところがあります。10人分を洲本市で確保しているのは市内の施設を希望している受け皿として利用できない部分ですので、今回の子育て支援事業計画や利用定員の協議の中では、確保方策はあえて計上しておりません。

全体をまとめますと、平成30年度の利用定員については、数的には減員したり、増員したり、大幅な数字の変更となっておりますが、施設を縮小したわけではないので、実際の受け入れ可能な人数は変わっておりません。特に、2号定員は、変更前1122人、変更後は、1033人になります。3号の変更前は293人、変更後は382人。合計をそれぞれ言いますと、変更前の2号・3号の合計は1,415人の受け皿、変更後の2号・3号の合計人数は1,415人と、数は変わっておりません。絶対数として受け入れできる利用定員の人数は変わっておりません。1号定員については、供給過剰でしたので、人数を減らしており、変更前は187人だったのですが、変更後は、118人に減ということになります。これも利用定員ということになり、定員以上の受け入れができないというようなことではありませんので、あくまで認可定員の範囲内で、施設基準として満たすのであれば利用定員を超えての受け入れは可能ですので、この数字以上の受け入れはできないというのではないということで、ご理解いただければと思っております。

福良こども園の定員の変更ですが、以前は定員100名という設定でご説明させていただきましたが、今回130人増えた理由ですが、実際入所希望者が110人おりました。利用定員を超えての受け入れは、一時的には可能な話ですが、今回は新たに認定こども園を設置することになっておりますので、新規の園を設置する際には認可届を届出するのですが、認可定員と利用定員は、合わせてくださいと県から指導がありました。後々認可定員以下の人数で、130人の認可定員の人数で100人の利用定員を設定するのは可能ですが、100人の認可定員の人数で設定してしまうと、100人以上の人数を受入れできないということになってしまいます。110人受け入れを予定しておりますので、それでは問題があるということで、認可定員を変更ということにしました。130人の根拠として、3歳以上の利用希望者は、21人、4歳が37人、5歳が20人で、4歳が突出して多くなっております。認定こども園の場合は、進級できるような学級編成にしてくださいということですので、4歳児37人が5歳児に進級できる受け入れにしなければなりません。トータルの人数は3～5歳の人数の中で合計の定員内であればよいということになるのですが、3歳24人、4歳35人、5歳35人の学級編成で認可申請を出しております。合計で130人の定員になったということになります。当初1

00名で説明させていただいていたところを130名に増やしております。それに伴いまして職員の数や確保する数も変わってきたのですが、職員確保については、運営する法人の方で準備していただくこととなります。今回このような形で数字的には大幅な変更になるのですが、実際の受け皿については変わっておりません。ただ、3号認定については、28人の待機児童が発生する事業計画にしておりますので、それに合うように確保しかできないという状態ですので、3号認定の利用定員を設定しているということです。3号認定の供給不足については、さきほども言いましたように、施設整備等で対応していくことを考えております。この利用定員については、非常に分かりにくいところだと思います。事業計画との整合性もはかっていくなかで、調整をさせていただいておりますので、30年度については、こういった形の利用定員の設定で運営にあたっていきたいと思っております。以上で説明を終わります。

(会 長) ありがとうございます。待機児童の28名に至る状況などの説明をいただいたのですが、利用定員と認可定員は、とてもややこしいですね。

(事務局) 設置する時に、部屋の規模に応じて受け入れできるかというのが認可定員。県はこれを基準に判断するというので、基準以上に受け入れしてしまうと、施設基準を満たしているかわからない。施設基準をもとに認可しておりますので、基本的に認可定員を超える受け入れはできないのですが、現実的に施設基準を満たしているのであれば、一時的には認可定員を超えて受け入れは可能ということを指導がありました。ただし、原則は超えないようにということです。超えない範囲の中で、今度は利用定員を設定していくということになります。利用定員は、給付費の単価にも影響してきますので、それも踏まえた中で、適正な現実の利用者に応じた定員の設定をしていくことが原則になります。状況によって、毎年定員が変わってきます。ちどり保育所も昔は定員240名だったところを今は、70人しかいないといったように、人数は変動していきますので、それにもなって認可定員を変更する場合もあるのですが、認可定員を変更しなくても利用定員を変更することで可能となる形になります。

(会 長) 利用定員、認可定員、非常にややこしい話ですが、今、認可定員の10%増しまではいけましたか。

(事務局) 利用定員に対してと言いますか、給付費の中で120%を超えるような利用が恒常的にある場合は、5年間以上続く場合は、給付費の単価を減算しますというしくみがあります。それを逆読みした形で120%までの受け入れはできるという解釈をしているわけです。利用定員は、別に120%を超えての受け入れも構わないのです。

(会 長) 利用定員は超えても構わないのですね。

(会 長) 大幅な供給不足または供給過剰が生じている場合は、今後の対応のしかたを考えるとありますね。次のページは内訳表。洲本市と協定を結んでおられるのですね。

(事務局) 洲本市とは、1号、2号、3号で合計30名の受け入れについて協定を結んでおります。その範囲内で、実施の受け入れの枠はあるのですが、ここに数字をあててしまいますと、実際南あわじ市においては、3号のお子さまを入所させたいという時に洲本保育所に行ってくださいというわけには、なかなかいかないのです、今回28名の待機児童が発生している中で、あえて確保の人数には含めませんでした。この分がなくても、市内で3号を確保できるよう整備していきたいとおもっております。

(会 長) 2号教育の数字が出てきますので、よけいややこしいですね。

(事務局) 県の方でも2号教育は、幼稚園において、1号で認定していることは認識していただいております、1号ニーズ118人ということで理解していただいております。

(会 長) 以上、3件の議題において、ご意見伺いましたが他に何かございませんか。

(事務局) 今後のスケジュールということで、今日配布させていただいております資料について、説明をさせていただきます。中間年の見直しは、3月中旬に公表、30年度の子ども・子育て会議の開催は年3回予定。30年度は、平成32年度～平成36年度の第2次事業計画に向けてのニーズ調査を行い（業務委託）、平成31年度は、策定準備をしていく予定です。

(会 長) 他にご意見ございませんでしょうか。第14回南あわじ市子ども・子育て会議を修了したいと思います。宮野副会長ひとことご挨拶をよろしくお願いします。

(副会長) 失礼いたします。今日は、長時間に渡り、みなさまの活発なご意見をいただいたおかげで、非常に有意義な会議となりました。会議に出席させていただき、事業計画の中間年の見直し、その他を聞かせていただく中で、みなさまの話を聞かせていただく中で、現実化していくこと色んな問題点、課題が出てまいりますけれども、少しずつ努力を重ね、良い方向に向かっていくように感じました。本日は、お忙しい中、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。これで、この会議を終わります。

